



# 赤ちゃんが生まれたら



## 出生届

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に届け出をしましょう。  
出水市オリジナル出生届があります！

### 届出先

出水市役所市民生活課、高尾野支所、野田支所の各窓口(里帰り先の市区町村役場でも可能です。)

### 必要なもの

出生証明書(病院でもらいます。)、母子健康手帳

## 出水市オリジナル出生届

届出書は、「記入例」、「提出用」、「記念用」の3枚1組で「記念用」は市役所に提出した後も手元に残すことができます。

デザインには本市を象徴するツルと市の花ツツジを取り入れ、かわいらしく温かい雰囲気になっています。

届出書の「記念用」には、メッセージの記入欄や写真を貼るスペースがありますので、ぜひご利用ください。



赤ちゃんが生まれたら

— 告 告 —

社会福祉法人 えいふく福祉会 **えいふく保育園**

あかるく・げんきに・のびのびと

〒899-0123

出水市下鯖町 1520

TEL.0996-67-4051



## 健康増進課(保健センター)への連絡

### 保健センターへ連絡

問 健康増進課(出水保健センター) ☎63-2143

母子健康手帳の別冊(健康診査受診票綴)に添付してある出生連絡票の提出、電子申請または電話でご連絡ください。

### 出生連絡票での提出の場合

- 切手を貼付して郵送
- 市役所の窓口(市民生活課または健康増進課)に提出  
(各支所でも受け付けています。)

### 電子申請の場合

- キーワードで検索すると、出水市ホームページから入力できます。

キーワード検索→

出水市役所 出生連絡

検索

産後のケアへ  
スムーズに  
つながるように



赤ちゃんが生まれたら

### 2,500g未満で生まれた場合

問 養育医療:健康増進課(出水保健センター) ☎63-2143  
育成医療:福祉課 ☎63-2111

生まれた時の体重が、2,500g未満の赤ちゃんについては、母子保健法で届け出が義務づけられています。届出方法は、出生連絡票の提出が電子申請でお願いします。養育・育成医療の対象となる場合があります。

広告

笑顔で心の手をつなぐ  
社会福祉法人 だるま保育園

〒899-0204 鹿児島県出水市麓町 1459 番地 TEL0996(62)6722 FAX0996(63)8258

# 手続きチェックシート

	手続き	必要なもの	期間	問い合わせ先
赤ちゃんが生まれたら	出生届 P21	<input type="checkbox"/> 出生届書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証・パスポート(父母が外国籍の方)	生まれた日を含めて14日以内	本庁市民生活課 各支所総合市民課
子どもの手当	児童手当 P25	(第1子の場合) <input type="checkbox"/> マイナンバー(父・母) <input type="checkbox"/> 受給者の通帳 (第2子以降の場合) <input type="checkbox"/> 受給者の保険証 (子が市外在住の場合) <input type="checkbox"/> 子の属する世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> マイナンバー(子)	出生の翌日から15日以内	本庁子ども課 各支所総合市民課
	児童扶養手当 P25	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(親子) <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 保険証(親子) <input type="checkbox"/> 請求者の通帳 <input type="checkbox"/> 年金証書(年金を受給している方)		
医療費の助成	子ども医療費助成 P25	<input type="checkbox"/> 子の保険証 <input type="checkbox"/> 受給者(保護者)名義の通帳		
	子ども医療給付制度 P25	<input type="checkbox"/> 子の保険証 <input type="checkbox"/> 同意書または非課税証明書(転入者又は市外に生計同一者がいる場合)		
	ひとり親家庭等医療費助成 P26	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(親子) <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 保険証(親子) <input type="checkbox"/> 請求者の通帳		

赤ちゃんが生まれたら

## 広告



### 医療法人 幸仁会

# キッズクリニック

理事長・院長/医学博士 倉内 宏一郎

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30~12:00	●	●	●	●	●	★
14:00~15:00	*	*	-	*	*	-
15:00~18:30	●	●	-	●	●	-

★: 土曜午後は8:30~13:00 受付は終了30分前まで  
 \* : 月・火・木・金の14:00~15:00は予防接種等  
 休診日 水曜午後・土曜午後・日曜・祝日

TEL.0996-63-7707

出水市向江町19番24号



	手続き	必要なもの	期間	問い合わせ先
医療費の助成	未熟児養育医療費助成 P26	<input type="checkbox"/> 養育医療意見書(医療機関発行) <input type="checkbox"/> 市町村民税課税証明書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 保険証(世帯員全員分)		健康増進課 (保健センター)
	自立支援医療費(育成医療) P26	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 医師意見書 <input type="checkbox"/> マイナンバー(親子) <input type="checkbox"/> 保険証(同一保険加入者全員分) <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 申請者の身分証明	治療開始前までに申請	本庁福祉課
子育て支援	出産・子育て応援ギフト(給付金) P15	<input type="checkbox"/> 申請書(面談時に交付します) <input type="checkbox"/> 申請者の通帳		健康増進課 (保健センター) 子育て支援室にじいる
	にこやか赤ちゃん応援券(育児用品購入券交付事業) P26	<input type="checkbox"/> 認印		
	多胎児支援給付金 P26	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 申請者の通帳 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳		本庁こども課 各支所総合市民課
	かごしま子育て支援パスポート	特になし		
保険	出産育児一時金 ※社会保険等の加入者は、各保険者にお尋ねください。	<input type="checkbox"/> 分娩費用明細書 <input type="checkbox"/> 医療機関直接支払制度合意文書 <input type="checkbox"/> 世帯主の通帳 <input type="checkbox"/> 分娩者の国民健康保険証		
	国民健康保険加入手続き	出水市が住民登録地で出生届出も出水市にされた場合不要 ※出水市以外で出生届出を行った場合は出水市へお問い合わせください。		本庁市民生活課 各支所総合市民課
年金	産前産後期間の国民年金保険料免除制度	(出生前) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 (出生後) 原則不要 ※子が別世帯の場合は、出産日及び親子関係が分かるもの。	出産予定日の6か月前から申請可	
住宅	市営住宅にお住まいの方	<input type="checkbox"/> 世帯員異動届		本庁住宅課 各支所総合市民課

## 子どもの手当

### 児童手当

※所得制限による特例給付は一律5,000円です。所得上限超過世帯は支給がありません。(制度が変更になる可能性があります。)

中学校3年生までの児童を養育している方が対象です。(公務員の場合、勤務先から支給されます。)

月 額 ●3歳未満 15,000円  
●3歳以上小学校修了まで 10,000円(3人目以降 15,000円)  
●中学生 10,000円

支給月 6月・10月・2月

※出生・転入の場合は、異動日の翌日から15日以内にこども課で申請してください。

### 児童扶養手当

ひとり親家庭等で18歳までの児童を養育されている方が対象です。

支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月

## 医療費の助成

### 子ども医療費助成

※出生・転入時の登録申請必要

病院等で支払った自己負担額の全額を助成(高額療養費・付加給付額等を除く。)します。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が対象です。

※県外の医療機関を受診した場合、窓口で領収書持参し、申請が必要です。

### 子ども医療給付制度

※登録申請必要

県内の病院等で、資格者証を提示することで、窓口での一部負担金の支払いが不要になります。住民税非課税世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者が対象です。

※県外の病院等を受診したときや、資格者証を提示しないで受診した時は、一部負担金を窓口で支払い、市に助成金の申請手続きをしてください。

広 告

大きな安心の中、子どもたちが自己課題をもって、  
いろいろなことへ挑戦する「自由と自立」が私たちの目標です。

**自立** 信頼できる大人を「心の基地」として新たな目標へチャレンジしていきます。  
自立は、突っ走るのではなく、やさしく見守られている大きな安心の中  
で、それを基盤に自立しようとするのだと考えています。

**自由** 重くて難しいテーマです。  
子どもたちとじっくり  
取り組んでいきます。

社会福祉法人 下水流福祉会 **しもずる保育園**

出水市高尾野町下水流 2759-18  
TEL0996-82-0030 FAX0996-82-0130

赤ちゃんが生まれたら

### ひとり親家庭等医療費助成

病院等で支払った医療費(一部負担金。ただし、高額療養費・付加給付額等を除く。)を助成します。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等と、父又は母の医療費が対象です。受診月の翌月以後に窓口へ領収書をご持参のうえ申請してください。

### 未熟児養育医療費助成

医療を必要とする出生児に対して、入院にかかった費用の助成(保険診療分のみ)を行います。退院後は申請はできませんので、出生届出後、速やかに申請してください。

**対象者** 出生時の体重が2,000g以下の医療を必要とする未熟児

### 自立支援医療費(育成医療)

生まれつき、あるいは病気などで、身体に障がいのある18歳未満の子どもが、指定医療機関で、障がいを軽くしたり回復させるために必要な医療を受ける場合に、医療費の一部を助成します。

※対象となる障害など詳しくはお問い合わせください。

## 子育て支援

### にこやか赤ちゃん応援券(育児用品購入券交付事業)

市内の協力店で「おむつ」や「粉ミルク」等を購入する時に利用できます。申請時に乳児と保護者がともに本市に住所を有する方が対象となります。出生時に、購入券1,000円分を10枚交付します。第3子以降の乳児については、1回の交付を20枚とします。

### 多胎児支援給付金

身体的・精神的・経済的な負担の大きい多胎児の子育て世帯を支援するための給付金です。

**給付額** 双子5万円、三つ子10万円

**申請先** こども課こども福祉係

— 広 告 —

社会福祉法人 若竹福祉会

# わかたけ保育園

めんどう見の良い  
保育園

乳児保育 延長保育  
0才児保育 一時預かり

出水市五万石町 980 番地

☎0996-63-3696



## ● 知ってほしい検査、サービスについて

### ■ 新生児聴覚検査(健康診査受診票綴に新生児聴覚検査受診票が添付してあります。)

出産後2日から退院までに耳の聞こえ方の検査を行います。市では、検査にかかる費用の一部を助成します。助成金額は、初回検査及び確認検査の各3,000円を上限とします。受診票が使えない場合は、出水保健センターへお問い合わせください。

### ■ 先天代謝異常等検査(健康診査受診票綴に検査依頼票が添付してあります。)

生後5日から7日頃、赤ちゃんの足の裏から少量の血液をろ紙に採取して検査します。検査料は無料、採血料・送料は自己負担になります。

### ■ 新生児・産婦訪問指導(無料)

助産師・保健師が訪問します。

- 赤ちゃんの発育チェック
- 沐浴指導
- 授乳指導
- お母さんの体調チェックなど

※出生連絡票の提出をお願いします。早めの利用をご希望の方は電話をください。市外へ里帰りの方で訪問を希望される方は、出水保健センターへご相談ください。

### ■ 出水市での委託先

助産師・助産院	住所	連絡先
岩元助産院	出水市下鯖町169-2	☎090-4473-3996
さんSUN助産院	出水市福ノ江町507-3	☎79-3342
しらおがわ助産院 ママの家	出水市上鯖洲76	☎090-3326-5760
<small>まみしん</small> 馬見新助産院	出水市高尾野町下高尾野1058-3	☎090-5721-5779

### ■ 乳児全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後2か月頃の赤ちゃんのいるご家庭に保健推進員が訪問し、子育て家庭の孤立を防ぐために、声かけと子育て支援に関する情報提供を行っています。

### ■ 母子健康相談

お子さんの発育や発達、育児、お母さんの健康などについての相談日を設けています。お気軽にご利用ください。

場所	受付時間
子育て支援室 ※要予約 (高尾野農業者健康管理センター)	原則第1・2・3水曜日 9:00~11:00 13:30~15:00
野田保健センター ※予約不要	原則第3火曜日 10:00~11:30
出水保健センター ※要予約	平日 (希望日を電話でご予約ください) 8:30~17:15

詳しい日程



### ■ お母さんの健診について(産後2週間、1か月)

産後のお母さんの心身の健康を守るため、健康診査受診票綴の中の産婦健康診査受診票を使って出産をした病院で健診を受けましょう。